

(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価準備書に対する  
環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第20条第1項の意見

令和3年3月26日

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、須賀川市小倉字東山地区周辺の丘陵地上において大規模な風力発電所を建設するものであるが、対象事業実施区域の一部が蓬田山鳥獣保護区に含まれており、埋蔵文化財包蔵地も存在することと、対象事業実施区域の周辺には特に配慮が必要な児童養護施設が所在し、また多くの住宅等が点在していることから、自然環境及び生活環境へ相当な影響が生じないように、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用することにより、事業の実施による環境への影響を最大限低減すること。

また、風力発電機等を長期間にわたり稼働させる計画であることから、稼働中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

(2) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が既存の環境影響評価結果に影響を与える可能性がある場合には、当該変更内容に係る調査、予測及び評価を実施した上で適切な環境保全措置を講じること。

(3) 事業の実施に当たっては、地元の住民及び事業者（以下「住民等」という。）の理解が不可欠であることから、住民等に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

特に、対象事業実施区域周辺は、多くの住宅等が点在しており、事業実施後における環境影響を懸念する意見等も数多く寄せられていることから、風車稼働後に苦情等が発生した場合における施設の稼働調整や追加の環境保全措置等、具体的な対応について検討し、その結果を環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に記載すること。

(4) 工事施工業者等に対する指導・監督を徹底した上で評価書に記載する環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

なお、評価書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図り、住民の利便性向上に努めること。

- (5) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（F I T）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

## 2 大気環境について

- (1) 建設工事や資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等については、試算及び環境保全措置により寄与は小さいとしているが、対象事業実施区域周辺には住宅等が点在していることから、実際に周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。
- (2) 騒音及び低周波音については、環境保全措置の効果が適切であったのか事業実施後に確認する方法を、事後調査の実施を含め検討し、その結果を評価書に記載すること。
- (3) 騒音及び低周波音の感じ方には個人差があり、住宅等の立地環境や住民の居住環境も異なることから、事業の実施に当たり周辺住民の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

## 3 水環境について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では、住民等が生活用水として地下水、湧水、表流水等を利用している他、対象事業実施区域は、平田村の簡易水道の水源である乙空釜川の上流部に当たることから、環境保全措置を確実に実施し、下流域の水質や水量への影響を最大限低減すること。
- また、環境保全措置の効果が適切であったのか事業実施後に確認する方法を、事後調査の実施を含め検討し、その結果を評価書に記載すること。
- (2) 濁水流出防止のための沈砂池については、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な性能を確保すること。

## 4 風車の影について

風力発電機の影がかかる範囲に複数の住宅等が存在していることから、事業の実施に当たり、住民等の生活環境への影響がないよう、風力発電機の位置や高さを見直すことも含め、適切な環境保全措置を講じること。

また、環境保全措置の効果が適切であったのか事業実施後に確認する方法を、事後調査の実施を含め検討し、その結果を評価書に記載すること。

## 5 動植物・生態系について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息及び繁殖が確認されていることから、森林の伐採や改変の際は動物の繁殖時期を考慮し、コンディショニング等を含めた施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、必要な環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

(2) 対象事業実施区域において希少な猛禽類やコウモリ類等の生息が確認されていることから、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装やマーキング、風力発電機ナセルへのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の対策について検討を追加し、その結果を評価書に記載すること。

(3) 事後調査の実施に当たっては、定期的に生息状況を確認するとともに、状況に応じて現地調査や、影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合には追加的な環境保全措置を検討し、専門家の指導及び助言を得るなどして適切に対応すること。

また、バードストライク及びバットストライク以外の、動植物に係る環境保全措置の効果が適切であったのか事業実施後に確認する方法を、事後調査の実施を含め検討し、その結果を評価書に記載すること。

(4) 事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合に講じる対策として、導入を予定している風力発電機の機種により、どの様な追加対応が可能なのか、評価書に記載すること。

(5) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変の区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないよう施工計画を検討すること。

なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう在来植物種の採用を優先して検討すること。

## 6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場について

公園や登山道等の利用者等に対する環境保全措置として、事業計画や工事工程等の事前周知を検討し、その結果を評価書に記載すること。

## 7 その他

(1) 風力発電施設を導入することによる温室効果ガスの削減効果を評価書に記載すること。

なお、記載に当たっては、火力発電施設との比較のほか、風力発電施設の工事に伴う森林伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した森林の風力発電事業稼働年数に係る温室効果ガス吸収予定量も考慮すること。

(2) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。

(3) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増えていることから、発電所稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その結果を評価書に具体的に記載すること。

(4) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林漁業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討すること。

(5) 地元との合意形成に当たっては、住民等の安全・安心を確保する観点に立ち、事業者と地元自治会、必要により地元市町村を加えて、風力発電施設の運用・管理等に関する協定の締結なども視野に入れて検討すること。

(6) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

### (※参考 事業の概要)

1 事業者の名称	日立サステナブルエナジー株式会社
2 事業の名称	(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業
3 事業の種類	風力発電所の設置の工事の事業
4 事業の規模	最大23,000キロワット(最大8基)
5 対象事業実施区域	須賀川市小倉字東山地区周辺の丘陵地上